別紙様式第十三号（第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係）

（日本産業規格Ａ４）

関係会社に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日提出

登録番号　　財務（支）局長（金商）第　　号

商号又は名称

所 在 地

代表者の役職氏名

（注意事項）

法第29条の２第１項若しくは法第33条の３第１項の登録申請書又は法第31条第１項若しくは法第33条の６第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所　在　地	主な事業の内容	関　係　内　容

２　親法人等及び子法人等との取引の状況

商号又は名称	有　価　証　券　等			資　　産			そ　の　他
	売買	貸借	その他	売買	貸借	その他	

３　関係会社の状況

商号又は名称	所　在　地	主な事業の内容

（注意事項）

１　親法人等及び子法人等の状況

⑴　当期末現在の親法人等及び子法人等を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑵　「関係内容」欄には、親法人等又は子法人等の別及び資本関係又は人的関係の別を記載すること。

2　親法人等及び子法人等との取引の状況

⑴　当期中の親法人等及び子法人等との取引について記載すること。

⑵　「有価証券等」欄には、有価証券（みなし有価証券を含む。）の売買その他の取引及び店頭デリバティブ取引について記載すること。

⑶　「資産」欄には、資産の売買その他の取引（有価証券の売買その他の取引及び店頭デリバティブ取引を除く。）について記載すること。

⑷　「その他」欄には、その他業務上又は財務上の取引について記載すること。

3　関係会社の状況

⑴　関係会社の状況については、金融商品取引業者等が株式会社である場合（特別金融商品取引業者である場合を除く。）にのみ作成することとする。

⑵　当期末現在の関係会社（第177条第６項に規定する関係会社その他業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社をいう。以下同じ。）のうち、１に記載した親法人等及び子法人等以外の関係会社を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑶　関係会社（１に記載した親法人等及び子法人等を含む。）の最近事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（連結財務諸表（連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められるこれらの書類に相当するものをいう。）を作成している場合にあっては、当該連結財務諸表）を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別な事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。